

「平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要」（公立小中学校における不登校の状況）について

このことについて、別紙のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について県内状況を調査・分析することにより、今後の指導の充実に資する

2 調査名称

調査 平成 19 年度における小学校及び中学校における不登校の状況等

3 調査範囲

公立小学校、公立中学校

4 調査期間

平成 19 年度間

5 調査・集計方法

各校で調査したものを市町教育委員会が取りまとめ、県教育委員会に提出する。市町教育委員会および県立中学校から提出された調査票に基づいて、県教育委員会において集計する

6 調査項目

- (1) 不登校児童生徒の在籍学校数
- (2) 不登校児童生徒数及び学年別内訳
- (3) 不登校状態が継続している理由 等

平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要 (公立小中学校における不登校の状況)

滋賀県教育委員会事務局学校教育課

1 不登校の定義

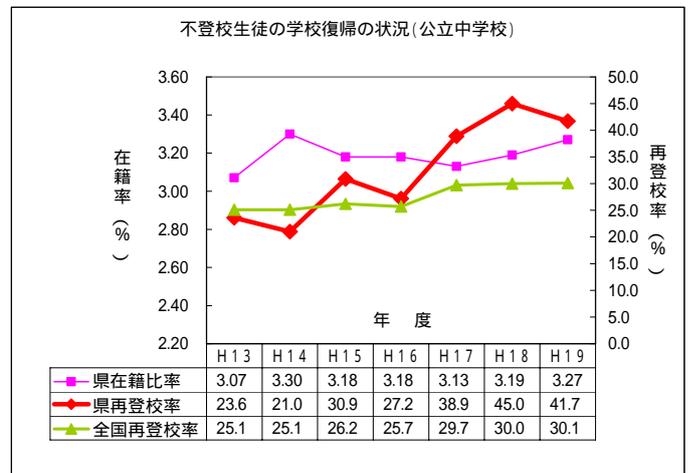
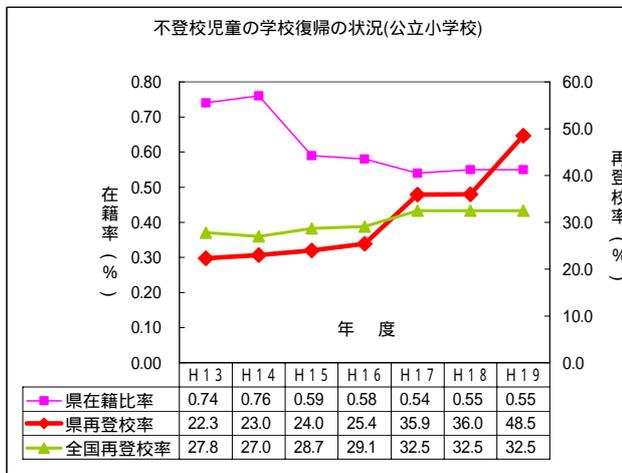
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあって、年間 30 日以上欠席した者（ただし、病気や経済的理由等によるものを除く）。

2 小学校・中学校における不登校の状況

- (1) 公立小学校における不登校児童数は、470 人で前年度より 3 人増加し、在籍率は 0.55% で前年度と同じであった。
<表(1)>
- (2) 公立中学校における不登校生徒数は、1,328 人で前年度より 43 人増加し、在籍率は 3.27% で前年度より 0.08 ポイント増加した。
<表(1)>
- (3) 小・中学校合わせた不登校児童生徒数は前年度より 46 人増加し、在籍率は 1.43% で前年度より 0.04 ポイント増加した。
<表(2)>

3 本調査結果から見てきた本県の特徴

- (1) 「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒数」については、不登校児童生徒の 43.5% にあたる 782 人が登校する又はできるようになり、全国的にも非常に高い再登校率となった。具体的には、小学校では不登校児童の約半数にあたる 48.5% (228 人) が、中学校では不登校生徒の 41.7% (554 人) が登校する又はできるようになった。
<表(3)>



<参考>

効果があったと考えられる県教育委員会の施策

スクールソーシャルワーク的学校不適應支援事業

対象とした小学校 40 校で不登校児童総数は前年度より 29 人減少し、不登校児童在籍率も前年度より 0.17 ポイント減少した。

スクーリング・ケアサポーター事業

スクーリング・ケアサポーターが不登校又は不登校傾向にあった 417 人の児童に関わった結果、その 93% にあたる 388 人に好転が見られた。

スクールカウンセラー配置事業

スクールカウンセラーが不登校児童生徒や保護者へのカウンセリングを行ったり、教師等へのコンサルテーションを行った結果、関わりをもった 870 人の不登校児童生徒のうち、35%にあたる 306 人が教室復帰できたり、登校できるようになった。

小学校心のオアシス相談員配置事業

対象とした小学校 30 校で不登校児童総数は前年度より 4 人減少し、不登校児童在籍率も前年度より 0.01 ポイント減少した。

生きる力を育むモデル校推進事業（別室指導による教室復帰推進校）

対象とした小学校 5 校で 40 人の児童が別室で指導を受けた結果、その 78%にあたる 31 人が教室復帰できた。うち 13 人は、完全に教室復帰した。

対象とした中学校 10 校で 131 人の生徒が別室で指導を受けた結果、その 69%にあたる 90 人が教室復帰できた。うち 14 人は、完全に教室復帰した。

特に効果があった学校の措置

<表(4)>

小学校：「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。」	54.4%
「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした。」	50.3%
「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。」	46.3%
中学校：「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。」	79.4%
「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。」	70.1%
「保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。」	69.1%

(2)不登校状態が継続している理由については、小中学校ともに「登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない」「漠然とした不安を訴え登校しない」等、不安を中心とした情緒的混乱（対人不安等に関することが多い）によるものが最も多く、全国的にも高い数値になっている。

<表(5)>

県教育委員会の今年度の施策について

1 スクールソーシャルワーク的學校不適応支援事業

総合教育センターによる不登校対策の研究実践を受け、平成 18 年度には県内 20 小学校で調査研究を行った。その成果を受け、平成 19 年度には、県下 40 小学校においてスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校復帰に向けた環境調整（アセスメントに基づく不登校児童、その保護者、教員への支援）を行った。

今年度は、文部科学省の調査研究事業として、現時点で 31 名のスクールソーシャルワーカーを 9 市町に配置し、不登校児童生徒等の課題解決に向けた環境調整を図り、その成果を全県的に広げていく。

2 スクーリング・ケアサポーター事業

小学生を対象に、子どもたちがエネルギーを高め、自信を回復する中で、段階的に学校復帰ができるよう、子どもと年齢の近い大学生等を今年度は 17 市町に派遣している。

また、ケアサポーターの研修を義務づけ、より効果的な支援を行っている。

3 スクールカウンセラー配置事業

学校のカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理士 60 名を全中学校と全高等学校に配置し、生徒のカウンセリングや教員のコンサルテーションを実施し、さらに対象生徒の個別支援計画の作成への助言を行っている。

4 小学校心のオアシス相談員配置事業

小学校心のオアシス相談員を今年度も 30 小学校に派遣し、小学生の悩みやストレスの解消と保護者の相談に対応している。

5 生きる力を育むモデル校推進事業（別室指導による教室復帰推進校）

今年度も小学校 5 校、中学校 10 校に別室専任の教員を配置し、担当教員を中心に 教室復帰のプログラム作成 学習支援・生活支援 児童生徒および保護者への相談 学級担任との連絡調整を行い、不登校児童生徒へのきめ細かい支援を行っている。

6 不登校児童生徒訪問指導員の派遣

ひきこもりがちな不登校児童生徒等に対し、訪問指導員をその家庭に派遣し、その児童生徒の悩み相談や話し相手になることで、その児童生徒の自立、学校復帰を支援する。

7 心の教育相談センターでの取り組み

不登校児童生徒や適応指導教室に通っている児童生徒を対象に「うみのこ」に乗船し、学習する機会も設定する。また、不登校に関する電話相談および県立学校生徒やその保護者の面接相談を行うとともに、不登校対応コーディネーター養成研修を実施し、教職員の資質向上を図っている。

8 （新）中学生保護者支援員の配置

思春期の子どもへの関わりの難しさから、子育てに困ったり、悩んだりしている中学生の保護者が増加し、その結果として、不登校やいじめ等の課題解決が困難をきたしているとも考えられる。そこで、県内を 8 ブロックに分け、9 人の臨床心理士を中学生保護者支援員として配置し、保護者等への支援を通して、児童生徒の諸問題の解決を図る。

数値データ

(1)小学校・中学校別不登校児童生徒数(30日以上欠席)

[表(1)]

	小学校(公立)			全国小学校(公立)		中学校(公立)			全国中学校(公立)	
	児童総数	不登校児童数	在籍率(%)	不登校児童数	在籍率(%)	生徒総数	不登校生徒数	在籍率(%)	不登校生徒数	在籍率(%)
平成15年度	84,248	500	0.59	23,977	0.34	43,274	1,374	3.18	100,065	2.87
平成16年度	84,481	492	0.58	23,186	0.33	41,624	1,325	3.18	97,802	2.88
平成17年度	84,883	459	0.54	22,566	0.32	41,008	1,284	3.13	96,972	2.89
平成18年度	85,602	467	0.55	23,643	0.33	40,266	1,285	3.19	99,857	3.01
平成19年度	85,496	470	0.55	23,751	0.34	40,595	1,328	3.27	102,200	3.07

(2)小学校・中学校別不登校児童生徒数(30日以上欠席)

[表(2)]

	滋賀県小中学校(公立)			全国小中学校(公立)	
	児童生徒総数	不登校児童生徒数	在籍率(%)	不登校児童生徒数	在籍率(%)
平成15年度	127,522	1,874	1.47	124,042	1.17
平成16年度	126,105	1,817	1.44	120,988	1.15
平成17年度	125,891	1,743	1.38	119,538	1.15
平成18年度	125,868	1,752	1.39	123,500	1.19
平成19年度	126,091	1,798	1.43	125,951	1.22

(3)指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒数

[表(3)]

	小学校(公立)		全国小学校(公立)	中学校(公立)		全国中学校(公立)
	指導の結果、登校する又はできるようになった児童数	再登校率(%)	再登校率(%)	指導の結果、登校する又はできるようになった生徒数	再登校率(%)	再登校率(%)
平成15年度	120	24.0	28.7	424	30.9	26.2
平成16年度	125	25.4	29.1	361	27.2	25.7
平成17年度	165	35.9	32.5	499	38.9	29.7
平成18年度	168	36.0	32.5	578	45.0	29.9
平成19年度	228	48.5	32.5	554	41.7	30.1

指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒(小中計)の割合(再登校率)

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合(滋賀県)	29.0	26.7	38.1	42.5	43.5
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合(全国)	26.7	26.4	30.2	30.4	30.5

再登校率とは、「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒数」をその年度の「不登校児童生徒数」で除した百分率

(4) 「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

【表(4)】

	小学校(公立)		全国小学校(公立)	中学校(公立)		全国中学校(公立)
	校数(校)	割合(%)	割合(%)	校数(校)	割合(%)	割合(%)
研修会等による全教師の共通理解	62	41.6	31.0	52	53.6	45.8
学校全体で指導にあたった	48	32.2	25.5	44	45.4	39.8
教育相談担当の教師が専門的に指導	56	37.6	12.0	40	41.2	26.7
養護教諭が専門的に指導	32	21.5	17.5	42	43.3	35.7
スクールカウンセラー・相談員等が専門的に指導	43	28.9	22.5	68	70.1	60.7
友人関係改善のための指導を実施	48	32.2	24.3	55	56.7	40.6
教師との触れ合いを基に関係を改善	59	39.6	27.3	42	43.3	40.1
授業方法の改善、個別の指導を実施	31	20.8	14.9	22	22.7	21.1
意欲をもって活動できる場の設定	56	37.6	27.0	34	35.1	33.7
保健室等別室への登校	66	44.3	25.8	67	69.1	56.7
登校を促す電話や迎えの実施	75	50.3	41.5	63	64.9	64.2
家庭訪問による指導・援助	81	54.4	39.6	77	79.4	69.9
家族関係や家庭生活の改善	69	46.3	34.4	57	58.8	51.0
教育相談センター等の相談機関との連携	51	34.2	19.8	44	45.4	33.7
病院等の医療機関との連携	14	9.4	8.1	29	29.9	18.4
その他	1	0.7	3.6	5	5.2	6.2

複数回答

割合(%)は、回答校数を不登校児童生徒が在籍する学校数(小学校149校、中学校97校)で除したものの。

(5)不登校状態が継続している理由(構成比%)

【表(5)】

	滋賀県(公立)									
	学校生活上の影響				あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他
平成15年度	2.0				0.2	16.4	40.4	2.2	31.0	7.8
平成16年度	3.7				0.6	18.9	40.9	5.3	25.8	4.9
平成17年度	2.8				0.2	20.0	43.1	3.9	23.1	6.8
平成18年度	いじめ	いじめを除く他の児童生徒との関係	教職員との関係	その他の学校生活上の影響	3.3	15.0	51.7	4.0	10.2	
	0.8	8.9	1.4	4.5						
平成19年度	0.4	9.7	0.8	4.6	0.2	18.8	46.8	4.6	14.1	
	全国(公立)									
	学校生活上の影響				あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他
平成15年度	4.8				0.7	17.7	32.6	3.6	30.8	9.9
平成16年度	5.2				0.9	19.1	36.9	3.8	23.4	10.8
平成17年度	5.2				0.6	20.5	36.1	3.6	23.0	11.0
平成18年度	いじめ	いじめを除く他の児童生徒との関係	教職員との関係	その他の学校生活上の影響	0.9	24.8	37.6	5.2	16.9	
	1.0	7.5	1.5	4.6						
平成19年度	0.9	7.6	1.5	4.5	0.8	24.7	36.7	5.4	18.0	

中学校

	滋賀県(公立)									
	学校生活上の影響				あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他
平成15年度	5.2				9.5	18.0	33.3	3.9	27.5	2.7
平成16年度	9.2				7.2	20.9	30.9	5.7	22.3	3.7
平成17年度	8.3				5.5	23.0	37.5	5.7	17.9	2.2
平成18年度	いじめ	いじめを除く他の児童生徒との関係	教職員との関係	その他の学校生活上の影響	5.3	21.7	41.1	5.3		4.1
	0.8	12.9	0.2	8.6						
平成19年度	0.3	14.0	0.2	6.2	5.3	19.2	42.1	5.5		7.1
	全国(公立)									
	学校生活上の影響				あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他
平成15年度	6.7				11.4	20.4	25.4	4.7	27.1	4.3
平成16年度	7.4				10.5	22.3	29.1	5.0	20.8	4.9
平成17年度	7.4				9.8	23.1	29.8	5.3	19.9	4.8
平成18年度	いじめ	いじめを除く他の児童生徒との関係	教職員との関係	その他の学校生活上の影響	10.1	25.2	29.9	5.9		8.2
	1.0	12.0	0.8	7.0						
平成19年度	1.0	12.5	0.7	6.5	9.9	25.7	29.3	5.9		8.5

平成18年度から複数回答可

「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容

いじめ

いじめを受けているため登校できない。

いじめを除く他の児童生徒との関係

クラスになじむことができないなどの問題で登校できない。

教職員との関係

教職員との人間関係で登校できない。

その他の学校生活上の影響

授業がわからない、試験が嫌いであるなどの上記以外の学校生活上の影響で登校できない。

あそび・非行

遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。

無気力

無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えにいたり強く督促すると登校するが長続きしない。

不安など情緒的混乱

登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。

意図的な拒否

学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。

その他

上記のいずれにも該当しない。

(6)不登校となったきっかけと考えられる状況

[表(6)]

	平成19年度		平成18年度		
	県の率(%)	小計(%)	県の率(%)	小計(%)	
小学校	いじめ	1.4	学校起因	2.6	23.1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	10.7		11.2	
	教職員との関係をめぐる問題	1.4		1.6	
	学業の不振	4.8		5.4	
	クラブ活動、部活動への不適応	0.4		0.0	
	学校のきまり等をめぐる問題	1.1		0.2	
	入学、転編入学、進級時の不適応	2.8		2.2	
	家庭の生活環境の急激な変化	5.7	家庭起因	5.8	21.3
	親子関係をめぐる問題	18.1		11.4	
	家庭内の不和	5.5		4.2	
	病気による欠席	3.6	本人起因	5.0	44.4
	その他本人に関わる問題	32.0		39.4	
	その他	9.4		6.8	
	不明	3.0		4.4	
計	100.0		100.0		

	平成19年度		平成18年度		
	県の率(%)	小計(%)	県の率(%)	小計(%)	
中学校	いじめ	2.5	学校起因	4.1	38.7
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	21.7		20.8	
	教職員との関係をめぐる問題	0.6		0.8	
	学業の不振	7.7		8.1	
	クラブ活動、部活動への不適応	1.3		1.6	
	学校のきまり等をめぐる問題	1.6		0.9	
	入学、転編入学、進級時の不適応	2.5		2.3	
	家庭の生活環境の急激な変化	4.3	家庭起因	3.9	13.6
	親子関係をめぐる問題	8.1		7.2	
	家庭内の不和	3.7		2.5	
	病気による欠席	4.9	本人起因	4.2	40.4
	その他本人に関わる問題	35.1		36.1	
	その他	3.8		2.8	
	不明	2.1		4.5	
計	100.0		100.0		

平成18年度から複数回答可

「不登校となったきっかけと考えられる状況」とは、不登校となった時点において当該児童生徒が置かれている状況のことをいい、上記区分については、具体的には次のようなものが考えられる。

いじめ

本調査で定義するいじめに該当するもの

いじめを除く友人関係をめぐる問題

けんか等

教職員との関係をめぐる問題

教職員の強い叱責、注意等

学業の不振

成績の不振、授業がわからない、試験が嫌い等

家庭の生活環境の急激な変化

親の単身赴任等

親子関係をめぐる問題

親の叱責、親の言葉・態度への反発等

家庭内の不和

両親の不和、祖父母と父母の不和等本人に関わらないもの

その他本人に関わる問題

極度の不安や緊張、無気力等で他に特に直接のきっかけとなるような事柄が見あたらないもの